

No.	案件名称	物品種目	事業担当	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	随意契約理由	WTO
1	免税軽油(給油施設分)第1四半期 買入 (単価契約)	石油類	複数局	港石油(株)	101,850	平成25年4月1日	契約の性質または 目的による場合	
2	平成25年度1万分1精度地図データ外2 点 借入	情報処理用機器	消防局	(株)昭文社	2,520,000	平成25年4月1日	契約の性質または 目的による場合	
3	業務系及び庁内情報ネットワーク用電子 計算機組織一式 借入	情報処理用機器	総務局	(株)日立製作所	206,054,490	平成25年4月1日	契約の性質または 目的による場合	適用
4	航空気象情報支援機器一式借入	情報処理用機器	消防局	(株)ウェザーニューズ	3,276,000	平成25年4月1日	契約の性質または 目的による場合	
5	住民基本台帳等事務システム機器用共 通ソフトウェア一式借入	情報処理用機器	市民局	(株)日立製作所	16,140,096	平成25年4月1日	契約の性質または 目的による場合	
6	お客さまセンターシステム関係機器 借入 (再リース)	情報処理用機器	水道局	三井住友トラスト・パナ ソニックファイナンス(株)	10,725,319	平成25年4月1日	契約の性質または 目的による場合	
7	税務事務システム用サーバ機器及び端 末機器に係るソフトウェア一式 借入	情報処理用機器	財政局税務部	(株)日立製作所	66,967,740	平成25年4月1日	契約の性質または 目的による場合	適用
8	共通汎用機組織一式 借入	情報処理用機器	総務局	(株)日立製作所	271,194,840	平成25年4月1日	契約の性質または 目的による場合	適用
9	平成25年度2500分1精度地図データ 借入	情報処理用機器	消防局	(株)ゼンリン	14,607,180	平成25年4月1日	契約の性質または 目的による場合	
10	券売機 借入(再リース)	その他賃貸	ゆとりとみどり振興局	東京センチュリーリース (株)	3,188,430	平成25年4月1日	契約の性質または 目的による場合	
11	大阪市立総合医療センター 定位脳放射 線治療装置 買入	医療用機器	病院局	エレクタ(株)	485,835,000	平成25年4月22日	契約の性質または 目的による場合	適用
12	大阪市立総合医療センター コバルト60レ クセルガンマユニット線源 買入	医療用機器	病院局	(社)日本アイソトープ 協会	61,495,350	平成25年5月16日	契約の性質または 目的による場合	適用
13	No. 1回転破砕物搬送コンベア用エプロ ン外1点(舞洲工場) 買入	産業用機器	環境局	日立造船(株)	4,655,700	平成25年5月23日	契約の性質または 目的による場合	
14	グレートフレーム外10点(住之江工場)買 入	産業用機器	環境局	(株)タクマ	21,315,000	平成25年5月31日	契約の性質または 目的による場合	
15	はしご車分解整備	自動車修理	消防局	(株)モリタテクノス	19,267,500	平成25年6月3日	契約の性質または 目的による場合	
16	除細動器用電極(ハートスタート用)外1点 買入	医療用機器	消防局	(株)アダチ	5,128,200	平成25年6月12日	契約の性質または 目的による場合	
17	簡易型自動体外式除細動器一式 買入	医療用機器	消防局	(株)アダチ	19,876,500	平成25年6月12日	契約の性質または 目的による場合	
18	免税軽油(給油施設分)第2四半期 買入 (単価契約)	石油類	複数局	港石油(株)	99,750	平成25年6月18日	契約の性質または 目的による場合	
19	中間火格子ブロック外17点(東淀工場) 買入	産業用機器	環境局	日立造船(株)	14,818,650	平成25年6月19日	契約の性質または 目的による場合	

随意契約理由書

平成 25年 6月 7 日

契約管財局長 様

港湾局長

次のとおり随意契約をお願いします。

1 案件名称

免税軽油 (港湾局) 第2 四半期買入 (単価契約)

2 契約の相手方

港石油株式会社

3 随意契約理由

当局では、渡船を2隻 (12.00~19.54t 級) 保有しており、木津川の大正区船町地区と住之江区平林地区を結び人と自転車を運ぶものとして運航しております。

渡船は基本1隻で運航し、もう1隻は補修等の際の予備船としており、給油頻度は月に2回程度です。

給油方法は、次の3方法が考えられます。

- ① 船舶給油施設へ操船して直接給油する
- ② 給油船 (バージ船) による定けい場での給油
- ③ タンクローリ車による陸上からの給油

渡船はこれまで②の給油方法で行ってきましたが、②の給油方法で給油を行ってきた船舶の減少等から②の給油方法に抛りがたくなり、他の給油方法の検討が必要になりました。残る給油方法の内の③については、渡船の船着場である乗場が自動車等の通行できる道路と離れているため対応できません。

以上の理由により、当局が保有する渡船の給油については、①の方法により行うこととしますが、定けい場に近接し、本船が入出港する時刻の合間に適宜給油を行うことが可能な船舶給油施設を所有する業者は、港石油㈱のみであります。

よって、港石油㈱と特名随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局総務部経営監理担当 (調達)

電話番号 06-6615-7716

随意契約理由書

1 案件名称

免税軽油（消防局船舶）第2四半期分買入（単価契約）

2 契約の相手方

港石油㈱

3 随意契約理由

当局では、消防救助艇「ゆめしま」（3.1トン）を保有し、大阪市全域の水難救助事案に出場し災害対応している。

消防救助艇の災害出場は、通常期においては、月に4～5件の出場であるが、特に夏季においては水難事故の多発等により、事故警戒業務等を含め月に10件以上の出場があり、これら災害出場に対応するため消防救助艇の燃料を常時満タン状態にしておく必要がある。

そのため、迅速な災害対応に支障とならない燃料補給の方法としては、次の方法が考えられる。

- ① 船舶給油施設へ操船して直接給油する。
- ② 給油船（バージ船）による給油
- ③ 給油タンク車からの直接給油
- ④ 水上消防署での給油

①の場合は、時間的制約や設備上の問題が無く利便性が高い。

②、③の給油は、事前に給油時間を指定しなければならず、また、指定した時間に災害出場しておれば給油することができないことから、消防救助艇の給油に迅速に対応するのは不可能である。

④の場合は、消防艇専用の給油施設であり、消防救助艇が給油を行うことができない。

以上の理由により、当局が保有する消防救助艇「ゆめしま」への燃料補給は、①の方法しかない。また、緊急な給油を必要とする場合、繋留場所に近接しており、迅速に対応し短時間で給油できる船舶給油施設を所有する業者は、港石油（株）のみである。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-4149）

随意契約理由書

1 案件名称

平成25年度1万分1精度地図データ外2点借入

2 契約の相手方

株式会社 昭文社

3 随意契約理由

本案件は市民からの119番通報があった際に、災害現場に最も早く到着する消防隊や救急隊を出動させるための基礎となるものであり、消防隊や救急隊が緊急出場する際の走行ルートや消火栓を決定するための地図として利用されているものである。

そのための要件として、主要道路や交差点名称、ガソリンスタンドなどの目標物が記載され、丁目ごとに色分け表示される等視認性に優れたものでなければならず、かつ年に1回以上のデータ更新により最新の地図であることが必要である。

これらの要件をみたすデータベース用地図データは上記業者が製作している「MAPPLE」しかなく、中間業者を介さず、直接販売（賃貸）されているものである。（直接販売証明書は消防局にて保管）

以上の理由から、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部情報システム課（情報システム）（電話番号 06-4393-6572）

随意契約理由書

1 案件名称

業務系及び庁内情報ネットワーク用電子計算機組織一式 借入

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

大阪市情報通信ネットワーク内で稼動している業務系ネットワーク、庁内情報ネットワーク、基盤間連携ネットワークそれぞれで使用する機器の契約は、ソフトウェアの開発業者とハードウェアを同時に選定する内容で調達を実施し、選定にあたっては提案要請方式により、その評価を行った結果、株式会社日立製作所関西支社と契約を締結し、業務系ネットワーク用機器については平成 8 年 12 月から、庁内情報ネットワーク用機器については平成 14 年 2 月から、それぞれ借入を開始している。

なお、当該機器については、機器調達における本市の要件として、特に、職制改正等に伴う機器設置拠点の改廃や移転等による機器の追加・撤去・交換等に柔軟に対応することが必須となっており、リースによる契約では、機器の撤去・交換に伴う契約変更の際に違約金が発生することから、レンタル契約を選択している。

平成 25 年度においても、引続き当該ネットワーク用機器の借入れを行うものである。大阪市情報通信ネットワークを安定稼働させるためには、障害時における迅速な対応が必要となるため、既存機器を熟知しているネットワーク保守業者から借入れる必要がある。万が一、本庁舎、ATC、区役所等の各庁舎といった主要拠点に設置しているネットワーク用機器を総入れ替えしなければならぬならば、それに伴う機器の環境設定やソフトウェアのインストール、動作確認テスト等といったネットワークの再構築が必要となり、その結果、長期間にわたってネットワークが停止することになる等、本市の各業務に重大な支障をきたすことになる。

また、増設機器についても、既設機器を含めた設計・検証等が必要になるため、大阪市情報通信ネットワークを熟知しているネットワーク保守業者から借入れる必要があり、万が一、ネットワーク保守業者が保守可能な機器を借入しなければ、ネットワークの安定稼働の確保が困難になるとともに、既設機器との接続確認、動作確認テスト等の、作業が膨大となる。

したがって、現行機器が実現している性能・品質を背景とした本市の求める業務上の要件を満たし、業務を円滑に進めるためには、上記業者の製品を引続き借入する必要があり、本契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号及び政府調達に関する協定第 15 条第 1 項 (d) に該当するため、これに基づき随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号

政府調達に関する協定第 15 条第 1 項 (d)

5 担当部署

総務局 行政部 IT統括課 (電話番号 06-6543-7122)

随意契約理由書

1 案件名称

航空気象情報支援機器一式 借入

2 契約の相手方

株式会社ウェザーニューズ

3 随意契約理由

業者選定理由

本案件について、複雑多様化、広域化する災害に対処する消防ヘリコプターは、24時間常時航空気象情報を入手する必要があり、迅速な飛行と安全性を強化するため本装置が必要であり、本装置を使用するものとする。

選定要件として、①24時間常時気象情報サービスが可能なこと②衛星回線による気象情報の配信ができること③航路上気象情報解析ができること④落雷情報が入手できること。以上の要件により、気象業務法第18条第2項及び第19条の2による気象業務許可事業所を調査の結果、上記要件を満たすのは、株式会社ウェザーニューズのみである。

従って、航空気象情報支援機器一式借入については、上記事業者を指名するものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部航空隊

(電話番号 072-992-4900)

6 選定者

航空隊長 島津 雅則

随意契約理由書

5

1 案件名称
住民基本台帳等事務システム機器用共通ソフトウェア一式借入

2 契約の相手方
株式会社 日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

本市においては、総務局主導のもと、平成6年度から、高度情報化社会の進展をにらみ「大阪市情報化計画」を定め、大規模な定型業務について計画的にシステム化を進めてきた。

情報化計画では、各システムを対象業務の特性に応じて4つのジャンルに分類し、システム開発に取り組み、平成16年度末までに30のシステムを開発・運用してきた。

住民基本台帳等事務システム（以下「本システム」という）は4つのジャンルのうちの「市民の情報扱うシステム」の一つである。

本市基幹系システムにかかる基盤部分は情報化計画により共通化が可能な部分は共通化するように進められている。これは一体的・安定的稼働の確保、障害に対する迅速かつ統一的な保守等の維持管理の実現のみならず、これにより共通化した基盤（以下「共通基盤」という）上で構築された各システム間においては、データ連携が安全確実かつ容易に行えるようになる。

平成9年に阿波座センター内の汎用機の機種更新と同時期に税務事務システム（以下「税システム」という）の新規構築が行われ、財政局と総務局がシステム調達を実施した。この際の契約業者が株式会社日立製作所であり、同社が基盤部分も含め税システムの開発を行った。その後、総務局主導のもと基盤の共通化が図られ、他の基幹系システムも基盤部分の共通化可能な部分を税システムと合わせて構築し、当該部分に共通ソフトウェアを使用しており、平成14年に再構築を実施した本システムにおいても、データ連携の必要性から共通ソフトウェアを使用しており、以降も特名随意契約にて調達を行っている。

共通ソフトウェア以外を使用するとデータ連携が正常に行えないため、当該共通ソフトウェアを選定する。

(2) 業者選定理由

当該ソフトウェアは大阪市専用カスタマイズされたものであり、一般に販売しておらず、開発業者である株式会社日立製作所以外からの調達が不可能なため。

なお、株式会社日立製作所でしか共通ソフトウェアを提供できない旨の文書を同社より徴し、確認を行っている。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署
市民局 市民部 区政課（住民情報グループ）（電話番号 06-6208-7339）

随意契約理由書

1 案件名称

お客さまセンターシステム関係機器借入（再リース）

2 契約の相手方

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス(株)

3 随意契約理由

現在、平成 20 年 10 月から平成 25 年 3 月までの期間において、お客さまセンターシステム関係機器を三井住友トラスト・パナソニックファイナンス(株)より借入を行っています。

借入期間満了に伴い、同時並行で行われるお客さまセンター運営会社の入れ代わりがあり、機器借り換え時の入替等による新機器を並行設置するためのスペースが、同運営会社の入れ代わりのための研修や引継スペースと重なるため、あらかじめ期間満了前（平成 25 年 1 月～平成 25 年 3 月まで）に同機器の入替等を行う予定でありましたが、同運営会社の契約が予定より遅くなることを見込まれ、平成 24 年 11 月～平成 25 年 3 月の研修や引継期間と重なる見込みとなったことから、機器の入替等の期間を確保するため、研修期間と重ならない様に更新時期をずらす必要があります。新システムの導入時期を平成 25 年 7 月からとしたことから、平成 25 年 4 月から平成 25 年 6 月までの間に空白期間が出来てしまうが、お客さまセンターシステムはとぎれさせることができない水道事業に必要なシステムであります。

一方で、現在使用しているお客さまセンターシステム関係機器は、動作上不具合もなく、平成 25 年 7 月までは保守体制の確保ができることから、今回の平成 25 年 4 月から平成 25 年 7 月までの期間内においては十分使用可能であり、同業者からお客さまセンターシステム関係機器を再リースした場合は、作業に伴う経費などが発生しないことから経済的かつ合理的であります。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（お客さまセンター）
（電話番号 06-6458-6002）

随意契約理由書

1 案件名称

税務事務システム用サーバ機器及び端末機器に係るソフトウェア一式 借入

2 契約の相手方

会社名 株式会社日立製作所 関西支社

承認番号 140146

所在地 大阪市北区堂島浜二丁目2番28号 堂島アクシスビル

電話番号 06-4796-3721

3 指定製品名

(1) 住所辞書ファイル (KUIN)

(対象ソフトウェア)

- ・UNIX 版 KUIN2
- ・Windows 用 KUIN2
- ・KUIN データメンテナンス

(2) 「大阪市明朝」関連のソフトウェア

ア 外字表示機能 (Kanjilink XKP)

(対象ソフトウェア)

- ・Kanjilink XKP (開発キット機能限定版) 2.2 大阪市個別対応版
- ・Kanjilink XKP (開発キット) 2.2 (大阪市個別対応版 環境構築用)

イ 日本語入力ソフト (VJE-Delta)

(対象ソフトウェア)

- ・VJE-Delta 2.0 for Unicode/XKP 大阪市個別対応版

(3) 部門ファイリング帳票システム (Millemasse/Hop)

(対象ソフトウェア)

- ・Millemasse/Hop 02-03/A 大阪市個別対応版
- ・帳票管理システム自動化運用支援機能 01-00

4 製作会社

株式会社日立製作所 関西支社

5 用途

(1) 住所辞書ファイル (KUIN)

税務事務システムや国保等システムなどで利用する住所辞書ファイル(郵便番号、住所、住所コード等(以下、「住所情報」という。)が格納されているファイル)については、各業務システムにおける機器構成等の環境に応じて個別に調達している。

しかし、本市の業務システム間における住民基本台帳情報等のデータ連携において、統一された住所情報を相互利用する必要があることから、住所辞書ファイルについては製造業者から毎月納品される更新データを基に総務局が管理する共通汎用機システムにおいて、大阪市共通ファイルとして一元的に更新処理を行い、作成された同じ住所辞書ファイルを各業務システム（UNIX、Windows 機器）において利用している状況である。

また、共通汎用機システムにおける住所辞書データの更新については、大阪市独自の要件に合わせたデータ加工（KUIN 及び KUIN2 の統合）を行っている。

（２）「大阪市明朝」関連のソフトウェア

税務事務システムにおいては、大阪市独自の文字セットである「大阪市明朝」を導入している。「大阪市明朝」は、税務事務システム開発時に大阪市独自の文字セットとして作成されたものであり、この「大阪市明朝」を税務事務システムにおいて、利用するために次のソフトウェアを導入する必要がある。

ア 外字表示機能（Kanjilink XKP）

外字表示機能（Kanjilink XKP）は、「Visual Basic」で作成されたオンライン業務画面上での外字表示を実現するソフトウェアであるが、大阪市独自の文字セットである「大阪市明朝」に対応していないため、税務事務システムの保守業者である日立製作所が、ソフトウェア開発業者と調整の上、大阪市個別対応版として「Kanjilink XKP（開発キット機能限定版） 2.2 大阪市個別対応版」を製造させている。これにより税務事務システムにおける「大阪市明朝」フォントの表示を実現している。

イ 日本語入力ソフト（VJE-Delta）

日本語入力ソフト（VJE-Delta）は、オンライン業務での日本語入力を目的としたソフトウェアであるが、大阪市独自の環境（Windows XP 及び「大阪市明朝」）に対応していないため、税務事務システムの保守業者である日立製作所が、ソフトウェア開発業者と調整の上、大阪市個別対応版として「VJE-Delta 2.0 for Unicode/XKP 大阪市個別対応版」を製造させている。これにより税務事務システムにおける「大阪市明朝」フォントの入力を実現している。

（３）部門ファイリング帳票システム（Millemasse/Hop）

税務事務システムでは、非常災害等に伴うシステム障害時の証明書発行業務の基礎データの提供等を目的として、部門ファイリング帳票システムを構築しており、その帳票データの検索・表示・印刷において、「Millemasse/Hop」等を導入している。

6 選定理由

上記指定製品の各ソフトウェアについては、導入しなければ税務事務システムが動作しないこととなるため、税務事務システムを構成するうえで導入する必要があり、上記製品（１）住所辞書ファイル（KUIN）及び（２）「大阪市明朝」関連のソフトウェアは大阪市個別仕様であり、税務事務システムの動作不良時など、ソフトウェア開発業者によるサポート（保守）が困

難であることから、ソフトウェア開発業者が日立製作所のみ販売しており、一般には販売しておらず、日立製作所以外の業者からの調達が可能である。

また、上記製品（3）部門ファイリング帳票システム（Millemasse/Hop）は、データベース管理ソフトである「Access」に対応した製品であり、税務事務システムにおいて導入している「Oracle」については対応していない。そのため、税務事務システムの保守業者である日立製作所がグループ会社を含めた社内調整を行い、大阪市個別対応版として「Oracle」に対応した「Millemasse/Hop 02-03/A 大阪市個別対応版」等を作成することで、部門ファイリング帳票システムを実現しているため、日立製作所は当該製品を一般には販売しておらず、日立製作所以外の業者からの調達が可能である。

契約に当たっては、株式会社日立製作所 関西支社のみが提供可能である旨の証明書を徴取している。

（参考資料「税務事務システム向け共通ソフトウェアについて」：平成 21 年 11 月 19 日 財政局確認済み）

以上のことから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号及び政府調達に関する協定第 15 条第 1 項（d）により随意契約する。

7 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号
政府調達に関する協定第 15 条第 1 項（d）

8 担当部署

財政局税務部管理課（システムグループ）（電話：06-6556-9532）

随意契約理由書

8

1 案件名称

共通汎用機組織一式 借入

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

共通汎用機については、その高性能及び独自技術を背景に、各業務システムに対して帳票印刷機能やファイル連携機能等を安定して提供できる共用機として、平成 21 年 4 月 1 日付けで上記業者と特名随意契約を締結し、平成 22 年 1 月より借入を開始している。

平成 25 年度においても、各システムの業務を継続して行うにあたり、現行機器と同等の機能と性能を有する機器が必要であるが、同一メーカーの後継機種との互換性は確保されている一方、他メーカーの機器との間には互換性は全く確保されていないため、他システムも含めたシステム全体の安定稼動を損ねることとなる。

したがって、現行機器が実現している性能・品質を背景とした本市の求める業務上の要件を満たし、業務を円滑に進めるためには、引続き上記業者の製品を借入する必要があり、上記業者は当該製品を取り扱うことのできる唯一の業者である。

本契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号及び政府調達に関する協定第 15 条第 1 項 (d) に該当するため、これに基づき随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号

政府調達に関する協定第 15 条第 1 項 (d)

5 担当部署

総務局 行政部 IT 統括課 (電話番号 06-6543-7122)

随意契約理由書

1 案件名称

平成25年度2500分1精度地図データ借入

2 契約の相手方

株式会社 ゼンリン 大阪支店

3 随意契約理由

本案件は市民からの119番通報を受けて、迅速に災害発生地点を特定するために消防情報システムで使用する地図データを借り入れるものである。

そのための要件として、詳細住所（号、番地）や地下街の詳細情報及び居住者名、店舗名が表記されていなければならない、年に1回以上のデータ更新により最新の地図であることが必要である。

これらの要件を満たすデータベース用地図データは上記業者が製作している「Zmap-TOWNⅡ」しかなく、中間業者を介さず直接販売（賃貸）されているものである。（直接販売証明書は消防局にて保管）

以上の理由から、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部情報システム課（情報システム）（電話番号 06-4393-6572）

随意契約理由書

1 案件名称

券売機借入（再リース）

2 契約の相手方

東京センチュリーリース（株）

3 随意契約理由

当局では、天王寺公園・動物園の入園料徴収に使用するため券売機の借入を行っている。

この賃貸借契約については、平成24年8月1日から再リースを行っており、平成25年3月31日で終了する。

平成25年4月1日以降においても、入園料徴収業務遂行にあたり、券売機が必要であるが、現在、天王寺公園、動物園の一体化等、施設の整備や今後の運営について検討している。

平成24年8月1日からの借入時は、新ゲートを平成24年度は設計、平成25年度は工事、平成26年度から開設する予定であったが、変更が生じ、現在、平成26年度は設計、平成27年度中に工事を行い、完了後、新ゲートを開設する予定であり、券売機の台数および仕様などを変更する可能性も考えられ、本来は5年で契約すべきところ、現段階で契約期間を長期間確保する事は難しい。

当該機器は現在も使用可能であり、引き続き借入する事で、支障をきたすことなく円滑に入園料徴収業務を遂行する事ができるとともに、新規で借入した場合、設置等の費用が生じる事も鑑みて、経済的かつ合理的である。

よって、上記業者と契約の締結を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

ゆとりとみどり振興局

天王寺動植物公園事務所（電話番号 06-6771-8401 ）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立総合医療センター定位脳放射線治療装置 買入

2 契約の相手方

エレクタ株式会社

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

定位脳放射線治療装置は、良性腫瘍や悪性腫瘍等の脳疾患の治療を行うための高度医療機器であり、当局として以下5点の要件を満たすことが治療上必要である。

- ・ 頭部専用の定位脳放射線治療が可能な装備を備えていること
脳疾患の治療を目的としているため、頭部を確実に固定することが必要不可欠であるため。
- ・ 照射精度が1.0mm以下であること
対象となる疾患の多くは、重要組織近傍の微細な腫瘍なので、正確な照射精度を有することが治療結果の向上に必要不可欠であるため。
- ・ 専用の治療計画システムを有していること
治療機器専用の計画システムを有することにより患者個々の症例にあった治療計画を作成することにより、治療の信頼性の向上を図る必要があるため。
- ・ MRI画像を直接治療計画に取り込む事が出来ること
MRI画像は頭蓋内疾患の診断、病変部位同定には必須のものであり、MRI画像を直接治療計画装置に取り込むことにより、より正確な治療計画が可能であるため。
- ・ 放射線源としてコバルト60を使用していること
安定した放射線出力を得るために電氣的に放射線を発生するのではなく、放射能を有するコバルト60を使用することで、より安定した治療を行うことが出来るため。

上記すべてを満たすものはエレクタインスツルメント社製のレクセルガンマナイフ パーフェクションのみである。

(2) 業者選定理由

当該製品は、エレクタインスツルメント社製であり、日本国内で購入することが出来るのは、唯一の代理店であるエレクタ社のみである。

本調達物件はWTOに基づく政府調達協定対象物件であるが、協定15条第1項(b) (特定の供給者によるのみ供給が可能で、他に合理的な選択対象又は代替となるものがない場合は随意契約が可能)、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第号(特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において当該調達の相手方が特定されているとき)に該当するので随意契約を行なうものとする。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第2号

政府調達に関する協定第15条第1項(b)

5 担当部署

大阪市病院局企画部会計課(契約管財)

(電話番号 06-6929-3627)

随意契約理由書

12

1 案件名称

大阪市立総合医療センターコバルト 60 レクセルガンマユニット線源 買入

2 契約の相手方

公益社団法人日本アイソトープ協会

3 随意契約理由

(1) 選定理由

更新予定のエレクタ社製レクセルガンマナイフ装置は、コバルト 60 線源を使用した放射線治療装置で、192 個のコバルト 60 線源が格納されており、コバルト 60 線源から発生するガンマ線（放射線）を照射することでがん細胞を死滅させる治療を行う。この装置は、エレクタ社によって指定された規格・構造のコバルト 60 線源しか使用できない。

以上より、今回装置の更新に合わせてエレクタ社指定のコバルト 60 線源を購入するものである。

(2) 業者選定理由

今回購入を予定しているコバルト 60 線源は、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和 32 年 6 月 10 日法律 167 号）（以下「法律」という。）第 2 条に規定された物資であり、購入にあたっては、法律に基づく使用・販売業の許可を文部科学大臣より受けている機関からでしか購入が出来ない。

文部科学大臣の許可を受けている機関で、エレクタ社指定のコバルト 60 線源を日本に輸入し、販売することが出来るのは、公益社団法人日本アイソトープ協会のみである。

本調達物件は WTO に基づく政府調達協定対象物件であるが、協定 15 条第 1 項 (b) (特定の供給者によるのみ供給が可能で、他に合理的な選択対象又は代替となるものがない場合は随意契約が可能)、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第 10 条第 1 項第号(特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において当該調達の相手方が特定されているとき) に該当するので随意契約を行なうものとする。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号

政府調達に関する協定第 15 条第 1 項 (b)

5 担当部署

大阪市病院局総務部経営課（契約グループ）

（電話番号 06-6929-3627）

随意契約理由書

1 案件名称

№. 1 回転破砕物搬送コンベア用エプロン外1点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

今回購入する№. 1 回転破砕物搬送コンベア用エプロン外1点は、日立造船(株)施工による舞洲工場破砕設備の可燃及び不燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が可能である。よって、日立造船(株)製品とする。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 舞洲工場 (電話番号 06-6463-4153)

随 意 契 約 理 由 書

1. 案件名称

グレートフレーム外10点(住之江工場)買入

2. 契約の相手方

(株) タクマ

3. 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入予定のグレートフレーム外10点は、(株)タクマ施工による焼却設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては、製作不可能であるため(株)タクマ製の製品を指定するものである。

2) 業者選定理由

本部品は、(株)タクマのみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。よって、(株)タクマと特名随意契約をするものである。

4. 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

環境局住之江工場(電話番号06-6681-0035)

随意契約理由書

15

1 案件名称

はしご車分解整備

2 契約の相手方

株式会社 モリタテクノス 西日本営業部

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び消防関係法令に基づき設計製作され、人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は株式会社モリタ製であり、ぎ装全般について独自の技術で設計製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検整備には高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記株式会社モリタテクノスは製作会社からはしご車分解整備業務を移管された唯一の会社であり、当該業務は株式会社モリタテクノス以外では履行不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6198）

随意契約理由書

1 案件名称

除細動器用電極（ハートスタート用）外1点 買入

2 契約の相手方

(株)アダチ

3 随意契約理由

今回購入する物品は消防局の救急隊が使用する除細動器(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン製ハートスタートFR3・MRxE)及び患者監視装置(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン製ハートスタートMRx)の消耗品であり、適合する製品は本製品のみである。よって本製品を選定する。

本製品は(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン製であり、販売元はレールダルメディカルジャパン(株)である。レールダルメディカルジャパン(株)は、日本国内の消防機関における(株)フィリップスエレクトロニクスジャパンの唯一の医療機器販売代理店である。また、上記業者はレールダルメディカルジャパン(株)が取り扱う製品の大阪府下における唯一の販売代理店である。(平成25年4月18日付、代理店証明書の原本は消防局で保管。)

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課(救急) (電話番号 06-4393-6628)

随意契約理由書

17

1 案件名称

簡易型自動体外式除細動器一式買入

2 契約の相手方

(株)アダチ

3 随意契約理由

機種選定理由

簡易型自動体外式除細動器は、心停止した傷病者の心電図を解析し、必要に応じて除細動を行うための資器材であり、類似製品と以下6点について比較検討した。

- ・ 二相波形式であること
- ・ 小児に除細動を実施するための小児用モード機能を有し、電極パッドを交換することなく除細動を行うことが可能であること
- ・ 小型軽量であり消防隊所有の救急バッグにも収納可能で車載時に他の警防資器材の積載及び人員の乗車の障害とならないこと
- ・ 防塵性及び防水性に優れ（IP55以上）、火災現場や救護現場等の悪環境下においても、機器の動作に支障をきたさず使用できること
- ・ 心電図記録（測定データ）を出力し有線（データカード）でパソコンに転送し出力できること
- ・ 日本国内における薬事法上の医療機器承認を受けていること

上記すべてを満たすものは(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン製のハートスタート FR3のみであり、傷病者の救命に最も効果的であると考えられるため、本製品を選定する。

本製品は(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン製であり、販売元はレールダルメディカルジャパン(株)である。レールダルメディカルジャパン(株)は、日本国内の消防機関における(株)フィリップスエレクトロニクスジャパンの唯一の医療機器販売代理店である。また、上記業者はレールダルメディカルジャパン(株)が取り扱う製品の大阪府下における唯一の販売代理店である。（平成25年4月1日付販売店証明書、販売代理店証明書の原本は消防局で保管）

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課 （電話番号 06-4393-6627）

18

随意契約理由書

平成 25年 6月 7 日

契約管財局長 様

港湾局長

次のとおり随意契約をお願いします。

1 案件名称

免税軽油 (港湾局) 第2 四半期買入 (単価契約)

2 契約の相手方

港石油株式会社

3 随意契約理由

当局では、渡船を2隻 (12.00~19.54t 級) 保有しており、木津川の大正区船町地区と住之江区平林地区を結び人と自転車を運ぶものとして運航しております。

渡船は基本1隻で運航し、もう1隻は補修等の際の予備船としており、給油頻度は月に2回程度です。

給油方法は、次の3方法が考えられます。

- ① 船舶給油施設へ操船して直接給油する
- ② 給油船 (バージ船) による定けい場での給油
- ③ タンクローリ車による陸上からの給油

渡船はこれまで②の給油方法で行ってきましたが、②の給油方法で給油を行ってきた船舶の減少等から②の給油方法に拠りがたくなり、他の給油方法の検討が必要になりました。残る給油方法の内の③については、渡船の船着場である乗場が自動車等の通行できる道路と離れているため対応できません。

以上の理由により、当局が保有する渡船の給油については、①の方法により行うこととしますが、定けい場に近接し、本船が入出港する時刻の合間に適宜給油を行うことが可能な船舶給油施設を所有する業者は、港石油㈱のみであります。

よって、港石油㈱と特名随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局総務部経営監理担当 (調達)

電話番号 06-6615-7716

随意契約理由書

1 案件名称

免税軽油（消防局船舶）第2四半期分買入（単価契約）

2 契約の相手方

港石油㈱

3 随意契約理由

当局では、消防救助艇「ゆめしま」（3.1トン）を保有し、大阪市全域の水難救助事案に出場し災害対応している。

消防救助艇の災害出場は、通常期においては、月に4～5件の出場であるが、特に夏季においては水難事故の多発等により、事故警戒業務等を含め月に10件以上の出場があり、これら災害出場に対応するため消防救助艇の燃料を常時満タン状態にしておく必要がある。

そのため、迅速な災害対応に支障とならない燃料補給の方法としては、次の方法が考えられる。

- ① 船舶給油施設へ操船して直接給油する。
- ② 給油船（バージ船）による給油
- ③ 給油タンク車からの直接給油
- ④ 水上消防署での給油

①の場合は、時間的制約や設備上の問題が無く利便性が高い。

②、③の給油は、事前に給油時間を指定しなければならず、また、指定した時間に災害出場しておれば給油することができないことから、消防救助艇の給油に迅速に対応するのは不可能である。

④の場合は、消防艇専用の給油施設であり、消防救助艇が給油を行うことができない。

以上の理由により、当局が保有する消防救助艇「ゆめしま」への燃料補給は、①の方法しかない。また、緊急な給油を必要とする場合、繋留場所に近接しており、迅速に対応し短時間で給油できる船舶給油施設を所有する業者は、港石油（株）のみである。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-4149）

随意契約理由書

1 案件名称

中間火格子ブロック外17点（東淀工場）買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する東淀工場中間火格子ブロック外17点は、日立造船株式会社製の東淀工場焼却設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては、製作不可能である為、日立造船株式会社製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。そのため、上記会社と特名随意契約を行います。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 東淀工場 （電話番号 06-6327-4541）